

別表1 火葬場等の施設管理業務

業務（※参照）	説明
火葬業務	広島市火葬場等条例第2条に掲げる業務を実施してください。 (1月1日、1月2日及び秋分の日を除く毎日)
残骨灰処理業務	永安館、五日市火葬場、西風館は年6回、可部火葬場は年2回、湯来火葬場は状況に応じて、適切に処理してください。
清掃	施設の環境を維持し快適な環境を保つよう、永安館、五日市火葬場及び西風館は別添の清掃表（別表3）を目安に、西風館は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づき、可部火葬場及び湯来火葬場は使用日に適切に実施してください。
機械警備	開場時間外及び定休日において確実に実施してください。（湯来火葬場を除く。）
樹木等の保守管理	永安館、五日市火葬場及び西風館は年2回以上、可部火葬場及び湯来火葬場は年1回以上実施してください。
廃棄物処理	所定場所に衛生的に集積し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守の上、永安館、五日市火葬場及び西風館は週3回程度、可部火葬場及び湯来火葬場は使用日ごとに適正に処理してください。
ねずみ及び害虫駆除	害虫等の発生を防ぐため、永安館、五日市火葬場及び西風館は年2回以上、可部火葬場及び湯来火葬場は年1回以上、検査及び駆除作業を実施してください。
火葬設備保守点検	火葬炉設備の維持及び保守を図るため、年2回以上（湯来火葬場は年1回以上）実施してください。 なお、状況に応じて火葬炉を設置した業者と連携を図るなど、正確かつ詳細に行ってください。（湯来火葬場を除く。）また、故障時には適切に対処してください。
消防用設備保守点検	消防法第17条の3の規定に基づき点検報告書を所轄の消防署に定期的に提出又は提示する義務のある設備について、専門業者による点検を消防法令に基づく期間ごとに実施し、点検報告書を所轄消防署へ遅滞なく提出してください。また、故障時には適切に対処してください。
ダイオキシン類等測定業務	排ガス中のダイオキシン類濃度・CO及びO ₂ 濃度・排ガス温度・ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素の測定、臭気測定を年1回以上実施してください。 五日市火葬場及び西風館については、飛灰のダイオキシン類濃度測定を年1回以上実施してください。
設備運転管理業務 (永安館、西風館)	電気設備、冷暖房設備、空調・換気設備、給排水給湯衛生設備並びにこれらに付帯する各設備の保守及び運転管理を関係法令に基づき適正に実施してください。（1月1日、1月2日及び秋分の日を除く毎日）
自動ドア保守点検 (永安館、五日市火葬場、西風館)	年4回以上実施し、設備機器の良好な状態を保ち、また、故障時には適切に対処してください。
冷温水発生機保守点検 (永安館)	年4回以上（冷暖房切替時各1回、シーズン中点検各1回）実施し、設備機器の良好な状態を保ち、また、故障時には適切に対処してください。
エレベーター保守点検 (永安館)	月1回以上実施し、設備の適切な維持を図り、法令に基づき保守点検を行うとともに、故障時には適切に対処してください。
空調自動制御設備保守点検 (永安館、西風館)	年2回以上実施し、設備機器の良好な状態を保ち、また、故障時には適切に対処してください。
自家用電気工作物保守点検 (永安館、五日市火葬場、西風館)	電気設備の点検を月1回以上（うち年1回は主電源を停止しての総合点検）実施し、良好かつ安全な状態を維持するとともに、故障時には適切に対処してください。また、電気事業法に基づく電気工作物保守点検を行ってください。
非常灯設備保守点検 (永安館、五日市火葬場、西風館)	設備の機能を維持するため、年1回以上、自家用電気工作物の総合点検時にあわせて実施してください。
非常用発電装置保守点検 (永安館、五日市火葬場、西風館)	年1回以上実施し、設備機器の良好な状態を保ち、また、故障時には適切に対処してください。
空気調和設備保守点検 (五日市火葬場)	年2回（点検項目によっては年1回）以上実施し、設備機器の良好な状態を保ち、また、故障時には適切に対処してください。
空気環境測定業務 (西風館)	建築物衛生法に基づき適正に実施してください。
受水槽清掃点検（五日市火葬場）	年1回以上実施してください。
浄化槽維持管理（五日市火葬場）	浄化槽法に基づき適正に実施してください。指定検査機関による法定検査（年1回）を実施してください。
し尿の汲み取り (可部火葬場、湯来火葬場)	可部火葬場は年4回、湯来火葬場は年2回を標準とし、適宜、実施してください。
飲料水の水質検査 (湯来火葬場)	年1回以上実施してください。
炉前ホールシャンデリア館清掃業務 (永安館)	必要に応じて実施してください。（指定管理期間中に1回以上は実施してください。）

※（施設名）の無い業務は、全施設で行ってください。

別表2 納骨堂の施設管理業務

業 務	説 明
納骨堂清掃	月1回（窓清掃年2回）以上実施してください。
納骨堂灯籠立設置	年1回（8月10日～8月20日）実施してください。